男女共同参画地域啓発パンフレット

男女共同参画

家庭で・地域で

みんなで実現しよう！
互いに個性を尊重しあい
一人ひとりが
輝いて生きられるまち
ひこね

家庭で…

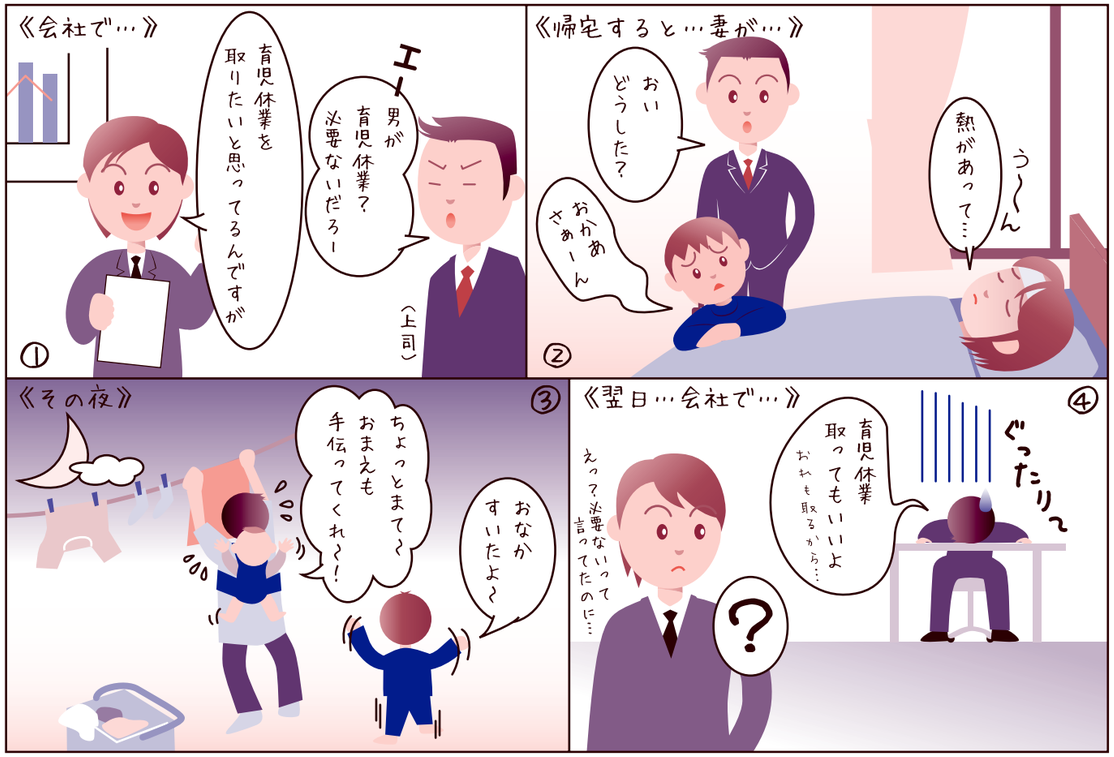

チェック

❶ 家族の洗濯物を干したり、朝食を作るのは誰ですか？

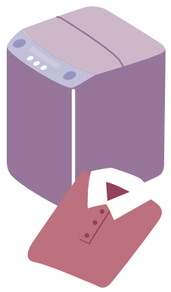

❷ 毎日、「仕事・仕事！」、休日はどう過ごしていますか？

❸ 赤ちゃんのおむつを替えている男性がいます。
どう思いますか？

キーワード

くるみん

次世代法※に基づく認定マーク

事業主は、従業員の子育て支援のための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

固定的な性別役割分担意識

「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」などというような、性別によって役割や能力、活動する分野が決まっているのが当然、自然だという固定観念のことをいいます。

ワーク・ライフ・バランス

仕事（ワーク）と生活（ライフ）の調和（バランス）、男女の働き方を見直して、仕事と家庭生活、地域生活などを両立させることをいいます。女性のみならず男性にも大きなメリットを与え、人生を豊かなものにします。

男性の育児休業

子育て支援のひとつとして、男性の育児休業の取得が勧められています。女性に比べて男性の取得率はまだまだ低い状況です。育児休業を取りやすい職場づくりや「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」といった固定的な性別役割分担意識を変えていくことが求められています。

※次世代法…次世代育成支援対策推進法

家庭での男女共同参画

「これは男性がすること、これは女性がすること」というような思い込みや性別による役割分担が身近にありませんか。そういった考え方が、男性も女性もそれぞれの生き方を窮屈なものにしてしまっているのではないでしょうか。当り前と思っていることを見直して、お互いの個性や能力を認め合うことが大切です。

家族みんなが協力して、家事・育児・介護を担い合いましょう。

男性の育児休業

「育児休業をとって一番よかったのは、子どもと接する時間が飛躍的に増えたことです。

今まで気がつかなかった子どもの個性に気づき、日々の成長が実感でき、これほどうれしいことはありませんでした。」

【彦根市職員の堀部　圭一さん】

彦根市では、彦根市特定事業主行動計画を策定し、平成 21 年度までに男性市職員の育児休業取得率を５％以上とすることを定めています。

地域で…

チェック

❶ 地域で大切なことを決める場に、男女がともに参加できるようになっていますか？

❷ 地域の行事で男性の役割・女性の役割と決められたものがありませんか？

❸ 彦根市男女共同参画センター「ウィズ」を知っていますか？

キーワード

意思決定の場への女性の参画

自治会（町内会）活動、地域防災、環境保護…地域の中で、重要なことは男性が中心となって決められていることはありませんか？男女がともに、責任を担いながら地域づくりに取り組みましょう。

地域社会の役割分担

地域社会の中に残る「慣習」や「しきたり」などにおいて固定化された男女の役割分担が存在していませんか？やる気や個性に応じて、それぞれの能力を発揮することができる地域づくりに取り組みましょう。

地域での学習（出前講座）

地域に男女共同参画地域推進員が出向いて、男女共同参画の視点でいろいろな問題をみんなで考え、話し合う気軽なミニフォーラムのことをいいます。身近なテーマで、少人数でも開催できます。

詳しくは、彦根市市民交流課（☎30−6113）まで。

自治会への女性の参画について
平成19年4月1日現在

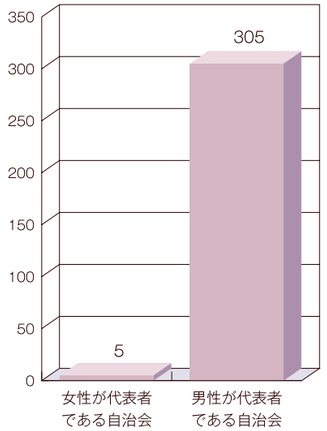

地域での男女共同参画

少子高齢化や共働き家庭が増えるなど、地域活動に関わる環境が大きく変わってきています。今までの考え方にとらわれることなく、男女が協力・共同し多様な視点から地域づくりに取り組むことが大切です。

彦根市男女共同参画センター「ウィズ」

「ウィズ」は、平成15年に男女共同参画社会づくりを推進する市民の活動拠点としてオープンしました。
（平田町：福祉保健センター向い）（☎ / FAX　24−3529）

「ウィズ」では、「男女共同参画セミナー」、「男性の料理教室」、「親子で学べる講座」などを開催しています。男女共同参画関連図書・ビデオも借りられます。

彦根市では、男女共同参画推進事業者を表彰しています。

【これまでの表彰事業者】（平成14年度から平成18年度）　順不同
（株）永樂屋、（株）千成亭、（株）たねや、（株）平和堂、特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス、小泉町町内会、千鳥ヶ丘自治会、原町東団地自治会、マイタウン日夏自治会

女性への暴力根絶のためのシンボルマーク

ＤＶ・セクハラ…暴力をなくそう！

もしかして DV?

身体的暴力
殴る、蹴る、つき飛ばす、物を投げつける、首をしめる、刃物で脅す

性的暴力
嫌がっているのに性行為を強要する
避妊に協力しない

経済的暴力
生活費を渡さない
預金を勝手に使われる
過度にお金を細かく管理する

社会的暴力（社会から隔離）
親きょうだい友人とのつきあいを禁止する
外出を制限する
盗聴、手紙を勝手に開封する
働くことを妨害する

子どもを巻き込んだ暴力
子どもに暴力を見せる
子どもを虐待する

心理的暴力
無視する

言葉の暴力
「バカ」「アホ」
「役立たず」
「無能」「死ね」
「俺が食わせてやっている」
などと言う

脅迫・威嚇
「自殺してやるぞ」「別れるぞ」
「子や親戚に危害を加える」
と脅す

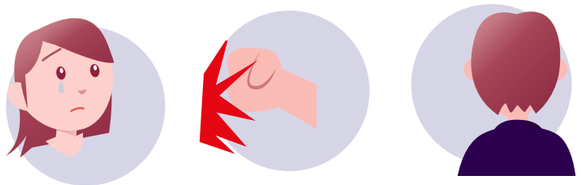

チェック

❶ 夫が妻を殴っても、家庭内の問題だから、他人はかかわらない方がよい？

❷ 嫌がる相手に、「年は？結婚は？子どもはまだ？」と聞くのは、セクハラだと思う？

❸ 相手の行動をチェックし、しつこくつきまとうのは、好意があるからで悪くない？

キーワード

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

夫婦（元夫婦）や恋人など親しい男女間で起きるさまざまな暴力のことをいいます。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的に相手を追い込むことや、性的、経済的、社会的な暴力や子どもを巻き込んだ間接的な暴力も含まれます。DV は、被害者の心と体を深く傷つける行為です。また、子どもが DV を目撃することも、子どもの心を傷つける児童虐待となります。ＤＶ法※では配偶者からの暴力を受けている者を発見した場合は、警察官などに通報することなどが定められています。

※ DV 法…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の望まない性的な言動で、体を不必要に触る・性的な噂を流すなどの性的いやがらせのことをいいます。権力関係のなかで力の弱い人に向けられることが多く、職場だけでなく、地域、学校などのさまざまな場所で起っています。

ストーカー

別れた恋人や配偶者等の特定の者に対し、一方的に好意を抱き、つきまとう等の相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返し行うことをいいます。

ＤＶ・セクハラをなくしましょう！

ＤＶやセクハラの被害者の多くは女性です。ＤＶやセクハラなどの女性への暴力は男女共同参画を推進する阻害要因となるとともに、犯罪行為であり回復困難な人権侵害です。一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる社会をみんなの力で築いていきましょう。

☎DV で悩んだら

※　緊急の時は110番か中央子ども家庭相談センターへ連絡を！

彦根市子ども青少年課 ☎0749－23－9590	【総合相談】　月曜日～金曜日　8:30～17:15 電話・面接　※土日・祝・年末年始除く
中央子ども家庭相談センター ☎077－564－7867	【電話相談】　月曜日～日曜日　8:30～22:00 【来所相談】　要予約・月曜日～金曜日　9:15～16:00
彦根子ども家庭相談センター ☎0749－24－3741	【電話相談】　月曜日～金曜日　8:30～17:15 【来所相談】　要予約・月曜日～金曜日　9:15～16:00 ※土日・祝・年末年始除く
滋賀県立男女共同参画センター ☎0748－37－8739	【総合相談】　電話・面接（面接は要予約） 火曜日～水曜日、金曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00 木曜日　9:00～12:00・17:00～20:30 ※月・祝日の翌日・年末年始は除く

彦根市の男女共同参画は？

「男女共同参画を推進する彦根市条例」って知っていますか。

この条例は、平成14年４月に県内市町村に先駆けて施行しました。市、市民、事業者の責務や、性別による権利侵害の禁止などについて定めています。

「男女共同参画　ひこねかがやきプラン」（改定版）を知っていますか。

平成19年度から平成22年度までを計画期間として、男女共同参画社会づくりに向けたあらゆる取組を定めています。

意思決定過程への女性の参画、仕事と家庭等の両立支援と働き方の見直し、女性に対する暴力防止などを重点事業として取り組むこととなっています。

ウィズ相談室のご案内

こころの悩み、夫婦、家族関係、職場の人間関係、（セクハラなど）子どもに関することなど様々な相談に応じます。

専用ダイヤル　21－5757

総合相談　（面接・電話相談）

毎週水・木・金曜日　13:00～16:00

こころの悩み相談　（臨床心理士が相談に応じます。総合相談で要予約）

毎月第４月曜日　　13:00～16:00

✣ 秘密は必ず守られます。相談は無料です。　　（年末年始・祝日は除く）

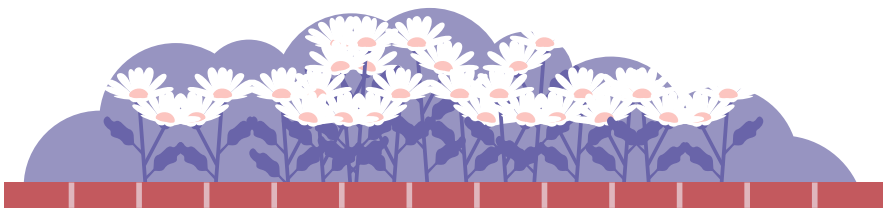

このパンフレットは、5,000部作成し、一部あたりの印刷単価は16円（1円未満切捨）です。ただし原稿作成等にかかる人件費は含んでいません。
発行：彦根市　市民環境部　市民交流課　〒522－8501　彦根市元町４番２号　TEL（0749）30－6113（直通）
彦根市ホームページアドレス　http://www.city.hikone.shiga.jp/